（支局の総務課の所掌事務）

第十四条　支局の総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　支局内の所掌事務の連絡調整に関すること（第十六条第三項及び第十七条第三項に規定する事務を除く。）

四　渉外、広報及び行政相談に関すること。

五　予算、決算及び会計に関すること。

六　保管金に関すること。

七　地方出入国在留管理局の支局所属の物品の管理に関すること。

八　職員の福利厚生に関すること。

九　職員の安全管理に関すること。

十　統計報告に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局の支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（支局の偽変造文書対策室の所掌事務）

第十五条　偽変造文書対策室は、旅券、査証等の文書の鑑識並びに偽変造文書に係る情報の収集及び分析その他の偽変造文書対策に関する事務をつかさどる。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　支局の首席審査官は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第二十九号まで及び第三十二号に掲げる事務
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（審査管理担当及び第一審査担当から第十二審査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる事務（第一審査担当から第十二審査担当が分担する事務を除く。）
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の二十一まで及び第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第八号、第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局の審査管理担当の首席審査官は、前項に規定する事務のほか、支局内の首席審査官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　支局の首席入国警備官は、第八条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	企画管理・執行担当	第八条第一項第一号から第五号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
	処遇担当	第八条第一項第六号から第九号までに掲げる事務
東京出入国在留管理局横浜支局	企画管理・調査担当	第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号までに掲げる事務